



石綿障害予防規則等の改正について

北海道労働局 労働基準部 健康課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 石綿障害予防規則の改正について
– 石綿使用建築物の動向と問題点 –

石綿使用建築物の動向と問題点

石綿の輸入量



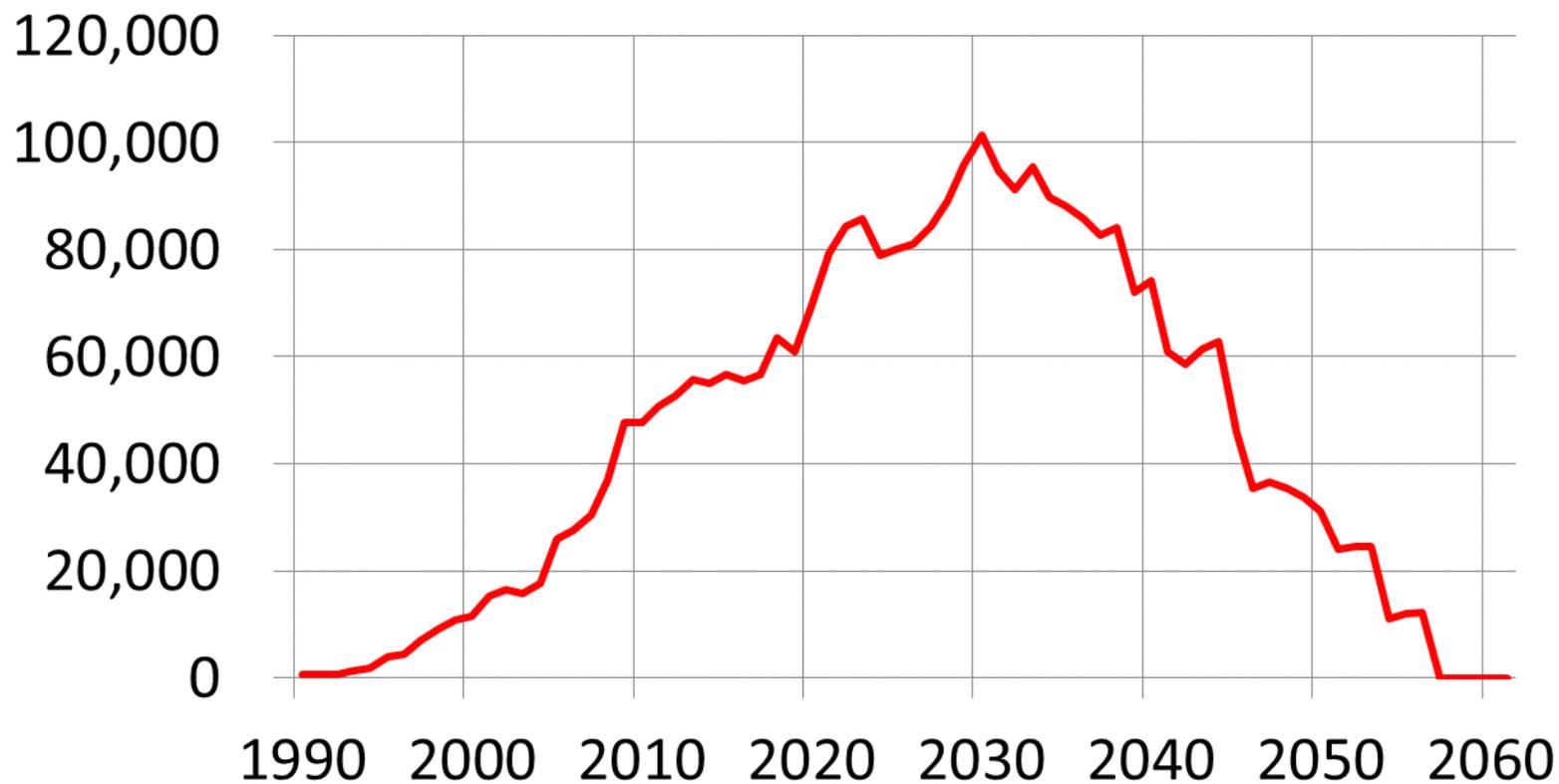
石綿使用建築物の動向と問題点

石綿含有民間建築物の解体棟数（推定）

※木造・戸建を除く民間建築物

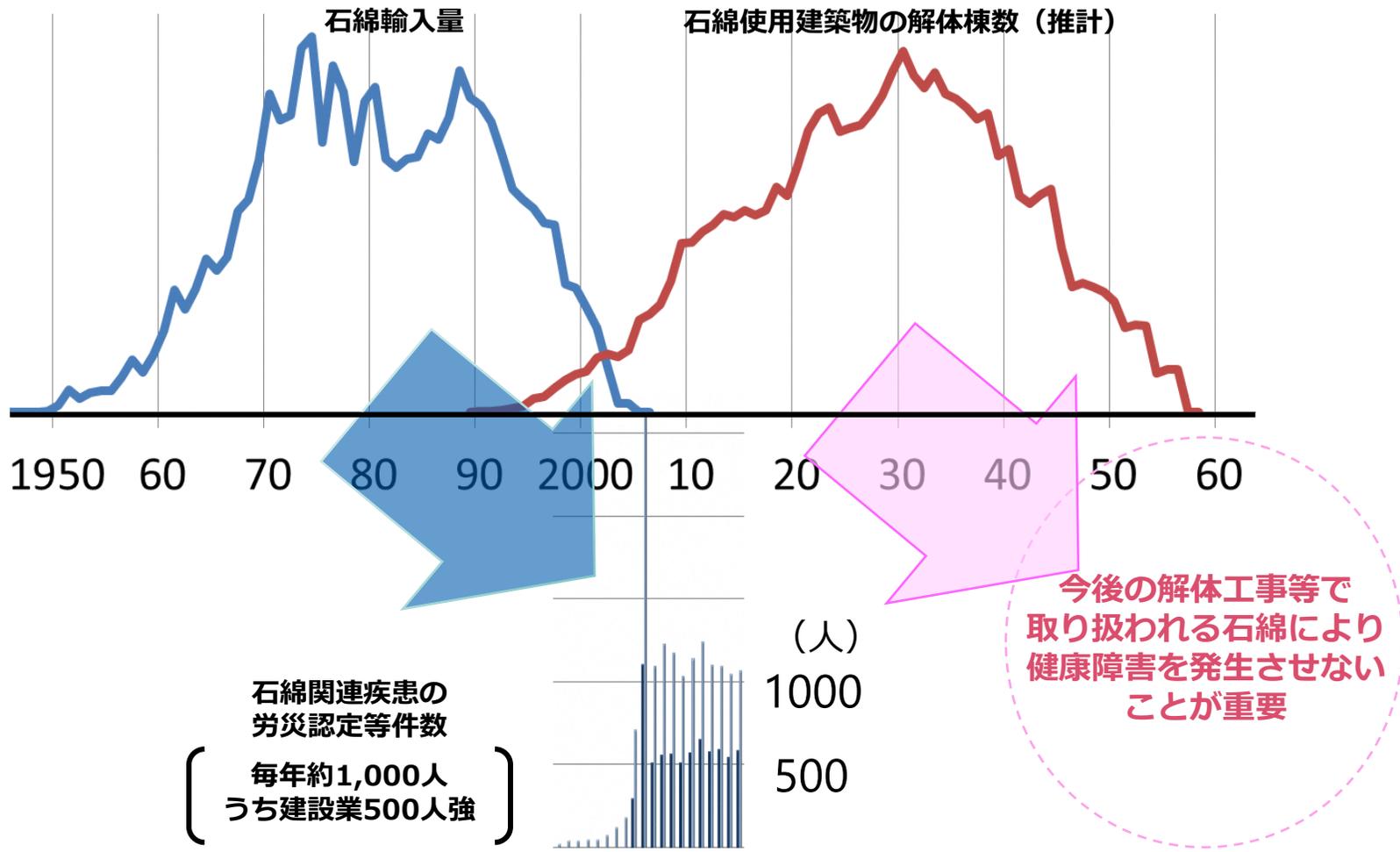
※レベル1～3すべて含む。

※「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（H20.4.30財務省令第32号）による耐用年数で解体されるものとした推計



石綿使用建築物の動向と問題点

石綿輸入量と石綿使用建築物の解体棟数（推計）、労災認定件数



第14次労働災害防止5カ年計画

1. 現状・課題

- ・2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿ばく露防止対策等の確保・推進が必要

2. 課題の分析

- ・適切な石綿ばく露防止対策の前提となる石綿の有無に関する事前調査の適正な実施等引き続き改正石綿則に基づく指導等が必要
- ・解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮の確保が必要

3. 事業者や労働者に次の事項に取り組んでいただくことについてどのように考えるか

<取組案>

- ・適正な事前調査のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者等の石綿事前調査にかかる専門性を持つ者による事前調査の確実な実施
- ・石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果の的確な報告及び事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策の実施
- ・解体・改修工事発注者による、適正な石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮

4. 国が取り組む支援策として従前の取組に加えどのようなことが求められるか

<支援策案>

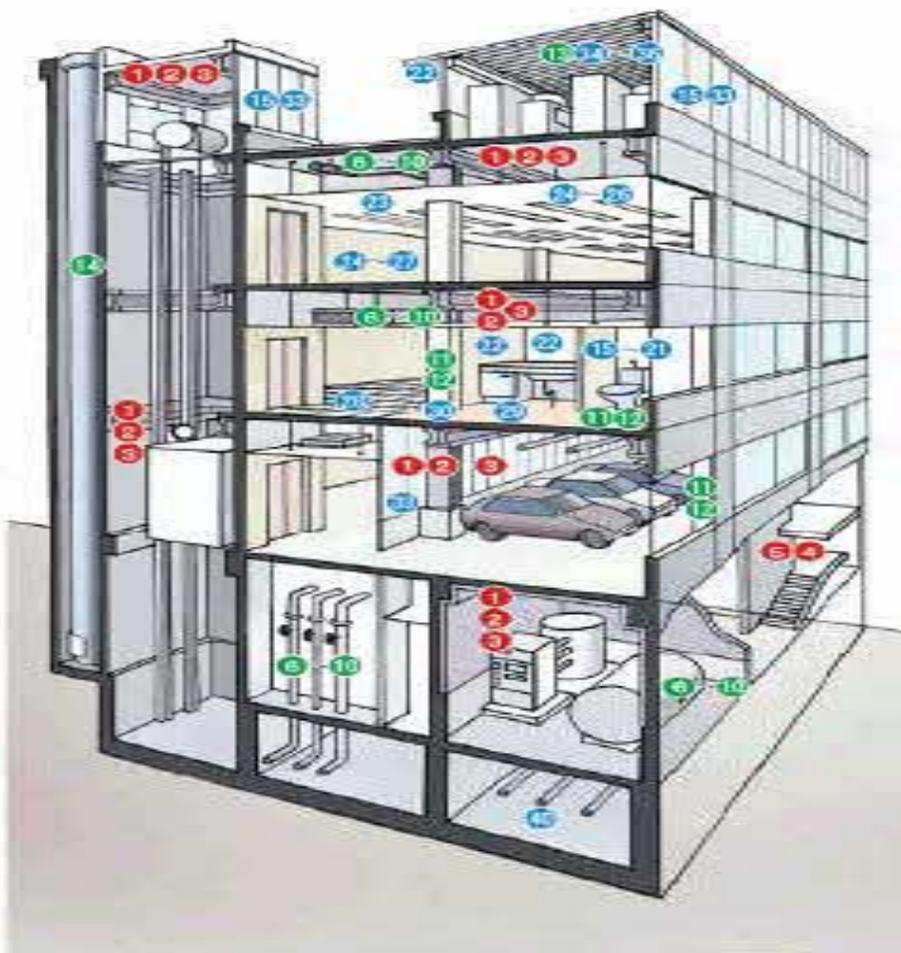
- ・発注者（個人住宅の施主を含む。）に対する取組の強化（関係省庁との連携、発注者の配慮義務にかかる周知等）
- ・石綿事前調査資格者の育成（十分な講習機会の提供）

石綿使用建築物の動向と問題点

石綿建材の使用例

<RC・S造>

- ① 吹付け石綿……………P12
- ② 石綿含有吹付けロックウール・P14
- ③ 湿式石綿含有吹付け材……………P15
- ④ 石綿含有吹付けパーミキュライト……………P16
- ⑤ 石綿含有吹付けパーライト……………P17
- ⑥ 石綿含有けいそう土保温材……………P18
- ⑦ 石綿含有けい酸カルシウム保温材……………P18
- ⑧ 石綿含有パーミキュライト保温材……………P18
- ⑨ 石綿含有パーライト保温材……………P18
- ⑩ 石綿保温材……………P18
- ⑪ 石綿含有けい酸カルシウム板第2種……………P20
- ⑫ 石綿含有耐火被覆板……………P21
- ⑬ 屋根用析板石綿断熱材……………P22
- ⑭ 煙突用石綿断熱材……………P23
- ⑮ 石綿含有スレートボード・フレキシブル板……………P24, 40
- ⑯ 石綿含有スレートボード・平板……………P24
- ⑰ 石綿含有スレートボード・敷貫板……………P24
- ⑱ 石綿含有スレートボード・敷貫フレキシブル版……………P24
- ⑲ 石綿含有スレートボード・その他……………P24
- ⑳ 石綿含有スラグせっこう板……………P25
- ㉑ 石綿含有バルブセメント板……………P25

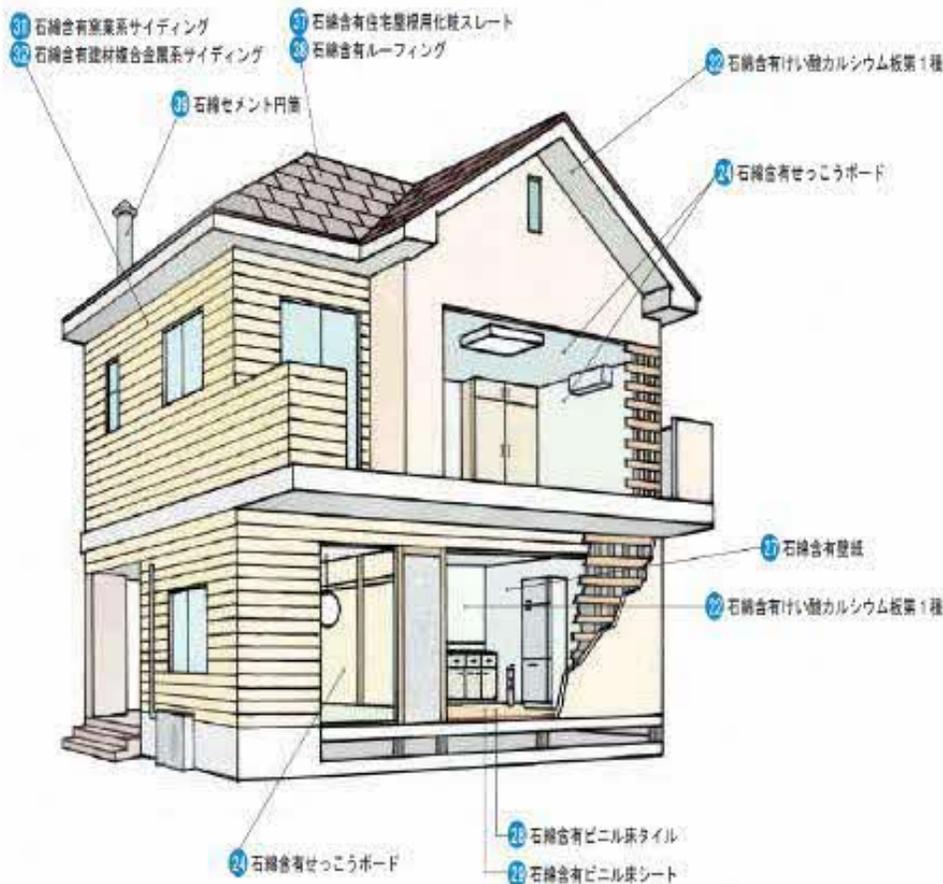


石綿使用建築物の動向と問題点

石綿建材の使用例

<戸建て住宅>

- 22 石綿含有けい酸カルシウム板第1種…P26, 31, 39
- 23 石綿含有ロックウール吸音天井板…P27
- 24 石綿含有せっこうボード…P28
- 25 石綿含有パーライト板…P29
- 26 石綿含有その他パネル・ボード…P29
- 27 石綿含有壁紙…P30
- 28 石綿含有ビニル床タイル…P32
- 29 石綿含有ビニル床シート…P34
- 30 石綿含有ソフト巾木…P35
- 31 石綿含有窯業系サイディング…P36
- 32 石綿含有建材複合金属系サイディング…P37
- 33 石綿含有押出成形セメント板…P38
- 34 石綿含有スレート波板・大波…P42
- 35 石綿含有スレート波板・小波…P42
- 36 石綿含有スレート波板・その他…P42
- 37 石綿含有住宅屋根用化粧スレート…P43
- 38 石綿含有ルーフィング…P44
- 39 石綿セメント円筒…P45
- 40 石綿セメント管…P46



石綿使用建築物の動向と問題点

石綿建材の使用例

内装材（壁、天井）

石綿含有壁紙



壁

〈主な使用部位と用途〉

- 石綿を含有するアスベスト紙に表面化粧をした壁紙で、すべて不燃材料として出荷されていた
- 湿式方式の壁に比べて、修繕、張替えが容易にでき、内装制限が適用されるオフィスビルの廊下、スポーツ施設、商業施設、地下街などを中心に使用されていた。

耐火間仕切り

石綿含有ケイ酸カルシウム板第1種



間仕切り

〈主な使用部位と用途〉

- 耐火間仕切壁として、石膏ボードとの複合材として使用される。

〈特徴〉

- 一見しては分かりにくい
- 防火区画に該当するか否かは図面で確認が必要

石綿使用建築物の動向と問題点

石綿建材の使用例

床材

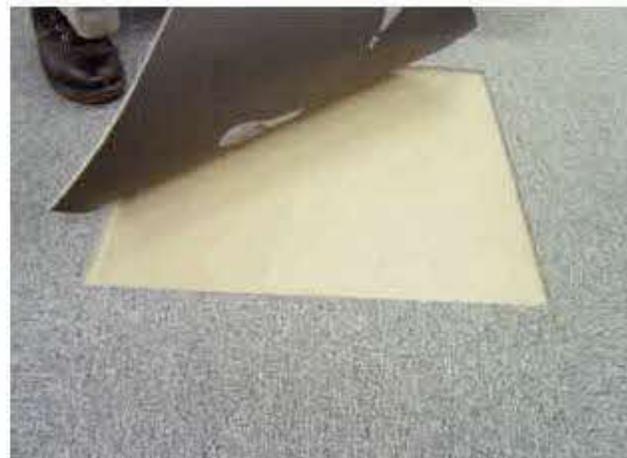
石綿含有ビニル床タイル



床

〈主な使用部位と用途〉

- 事務所、病院、公共施設などの床に多く使用されている
- 住宅の場合は、洗面所や台所の床に使用されている



床

〈主な使用部位と用途〉

- タイルカーペットの下に貼られていた例
- 現地を確認する必要がある

石綿使用建築物の動向と問題点

石綿建材の使用例

外装材（外壁、軒天）

石綿含有窯業系サイディング



外壁

〈主な使用部位と用途〉

- 一般的には、外壁材として用いられる

〈特徴〉

- 防・耐火性能が高い、耐震性、耐久性が高く、壁体内通期がとり易いなどの特徴がある

石綿含有建材複合金属系サイディング



外壁

〈主な使用部位と用途〉

- 一般的には、外壁材として用いられる

〈特徴〉

- 金属製表面材に、断熱性・耐火性に必要な性能を持つ裏打材を併せて成形された乾式工法用壁材であり、一部の製品に石綿が使用されていた

- 石綿による健康障害予防対策
－ 石綿障害予防規則等 －



石綿障害予防規則に基づく実施事項

解体作業等における 事前の措置

情報提供
(発注者・注文者)
(8条、9条)

事前調査
(3条)
作業計画
(4条)

労働基準監督署への
事前の届出
(5条、安衛則86、90条)

建築物等の解体作業等における措置

○発生源対策

・湿潤化
(13条)

○ばく露防止対策

・呼吸用保護具
・保護衣
(14条等)

○隔離

(6条)

○立入禁止

(7条)

○管理

・石綿作業主任者
(19条、20条)
・特別教育
(27条)
・付着物の除去
(32条の2)
・飲食喫煙の禁止
(33条)
・掲示
(34条)
・作業の記録
(35条)
・保護具等の管理
(46条)

○健康診断 (40条)

規制対象となる工事について

- 石綿等の封じ込め・囲い込み
- 建築物等の解体工事等
- 建築物等の模様替及び修繕（戸建て住宅やアパート・マンション占有部分のリフォームも含む）
- 建築物等の改修及び修繕にかかる建築設備工事

建築設備とは、具体的には次のようなものが含まれます。

電気設備

受変電、予備電源、幹線、照明器具、警報設備、避雷針など

給水、排水、その他の配管設備

給水、給湯、排水通気、衛生器具、グリーントラップ、給水タンク、状水槽、ガス、消化

換気・空気調和設備

暖房、冷房、換気、冷却塔

防災設備

排煙、自火報、非常用照明、スプリンクラー、消火栓など

昇降機

事前調査

- 解体・改修工事を行う際には、その規模の大小にかかわらず工事前に解体・改修作業に係る部分の全ての材料について、石綿含有の有無の事前調査を行う必要があります。
- 事前調査は、設計図書等の文書による調査（設計図書等の文書が存在しないときを除きます）と、目視による調査の両方が必要となります。

事前調査

- 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者などの一定の要件（※）を満たす人が行う必要があります（令和5年（2023年）10月から）。

【建築物石綿含有建材調査者などの一定の要件】

①建築物石綿含有建材調査者講習の修了者

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者（※一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る）

②令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

- 事前調査の結果の記録を作成して3年間保存するとともに、作業場所に備え付け、概要を労働者に見やすい箇所に掲示する必要があります。

石綿障害予防規則に基づく実施事項

石綿 総合情報ポータルサイト TOP

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿とは 事業者 作業従事者 一般の方 報告システム 改正ポイント **講習会情報** リンク・資料

講習会情報

石綿作業主任者技能講習

登録講習機関一覧(都道府県別)

建築物石綿含有建材調査者講習

登録講習機関数 : 103 機関 ※令和4年10月1日時点
建築物石綿含有建材調査者講習修了者数 : 50,179 人 ※令和4年7月末時点

建築物石綿含有建材調査者講習を受講したい場合は、下記の講習機関まで直接お問い合わせ下さい。

北海道・東北エリア 関東・甲信越エリア 北陸・東海エリア 近畿エリア
中国・四国エリア 九州エリア 複数県エリア

【登録講習機関一覧】※令和4年(2022年)10月3日時点

北海道・東北エリア 近畿エリア

北海道: 一般社団法人 日本石綿講習センター
公益社団法人 北海道労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会 北海道支部

青森: 一般社団法人 青森県労働基準協会

滋賀: 建設業労働災害防止協会 滋賀県支部
公益社団法人 滋賀労働基準協会

京都: 建設業労働災害防止協会 京都府支部
公益社団法人 京都労働基準協会

オプション KANA

事前調査

- 一定規模（解体工事の場合は解体部分の延べ床面積80m²、改修工事の場合は請負金額が100万円）以上の解体工事の場合、事前調査の結果を労働基準監督署に電子システムで報告する必要があります。

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている吹き付け材や保温材等の除去工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが必要です。

計画届の対象工事（石綿関係を抜粋）

- ①建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る）に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く。）の除去、封じ込め、又は囲い込みの作業を行う仕事
- ②建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る）に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

- 石綿含有の有無の事前調査結果について、所轄労働基準監督署に電子システムにより報告する必要があります。

複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が協力会社に関する内容も含めて、所轄労働基準監督署に電子システムにより報告する必要があります。

労働者に対するばく露防止措置

解体・改修作業に従事する労働者に対する石綿ばく露を防止するため、各種の措置が必要となります。

- 石綿等を切断等する際の湿潤化
- 呼吸用保護具・保護衣等の使用

労働者に対するばく露防止措置

- レベル1、2建材の除去等を行う際の負圧
隔離

労働者に対するばく露防止措置

- 石綿作業主任者の選任
- 労働者への特別教育

石綿除去後の取り残しの確認

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります。

取り残し確認を行う者

- 建築物石綿含有建材調査者（建築物にかかる除去作業に限る。）
- 当該除去作業に係る石綿作業主任者

作業の記録・保存

- 事前調査結果の掲示や石綿除去作業中の状況などを写真や動画により記録し、3年間保存
- 労働者ごとに、石綿の取扱い作業に従事した期間、従事した作業の内容、保護具の使用状況などを記録し、40年間保存する必要があります。

上記以外にも、法令に基づく措置を行う必要があります。

石綿事前調査結果報告システム

- 建築物や工作物の解体・改修の作業を行う際には、法令に基づき、石綿含有の有無の事前調査を実施する必要があります。
- 一定の要件に該当する建築物・工作物の場合、労働基準監督署、および自治体に事前調査結果の報告を行う義務が事業者（元方／元請事業者）に課せられます。報告対象となる工事は次のとおりです。

石綿事前調査結果報告システム

※石綿の有無によらず以下のいずれかに該当する場合には報告が必要です。

- ① 解体部分の述べ床面積が80m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

※ 事前調査そのものは、上記の規模によらず実施する必要があります。

※ 建築物の改修工事には、模様替え、修繕のほか、建築設備（ガス・電気の供給、給水、排水、換気、冷暖房、排煙、汚水処理のための設備等を含みます）の設置・修理・撤去等を行う場合が含まれます。

※ 工作物の改修工事には、定期修理が含まれます。

石綿事前調査結果報告システムの利用にあたっては、GビズIDが必要となります。

- GビズIDの発行はこちら
(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)
- メールアドレスがあれば即日発行が可能な「GビズIDエントリー」、印鑑証明書と申請書を郵送し、一定の手続きを行った上で発行される「GビズIDプライム」の2種類があり、どちらでもご利用が可能です。
- GビズIDプライムには、複数の工事を一括して申請できる機能を実装しており、多数の工事を行う事業者の方につきましては、Gビズプライムの申請をご検討ください。

石綿障害予防規則に基づく実施事項

石綿障害予防規則に関するお問い合わせは、最寄りの労働基準監督署へお願いいたします。

(管轄地については、北海道労働局ホームページで参照できます。)

北海道労働局	(健康課)	011-709-2311 (内3563)
札幌中央労働基準監督署	(安全衛生課)	011-737-1192
札幌東労働基準監督署	(安全衛生課)	011-894-2816
函館労働基準監督署	(安全衛生課)	0138-87-7606
小樽労働基準監督署	(安全衛生課)	0134-33-7651
岩見沢労働基準監督署	(第三方面)	0126-22-4490
旭川労働基準監督署	(安全衛生)	0166-99-4705
帯広労働基準監督署	(安全衛生)	0155-97-1244
滝川労働基準監督署	(安全衛生課)	0125-24-7361
北見労働基準監督署	(安全衛生課)	0157-88-3984
室蘭労働基準監督署	(第三方面)	0143-23-6131
苫小牧労働基準監督署	(第三方面)	0144-88-8900
釧路労働基準監督署	(第三方面)	0154-45-7836
名寄労働基準監督署	(安全衛生課)	01654-2-3186
留萌労働基準監督署	(監督安全衛生課)	0164-42-0463
稚内労働基準監督署	(監督安全衛生課)	0162-73-0777
浦河労働基準監督署	(監督安全衛生課)	0146-22-2113
倶知安支署	(監督安全衛生課)	0136-22-0206

石綿障害予防規則等の改正について



石綿対策は
“みなさま”に関わる
問題です

